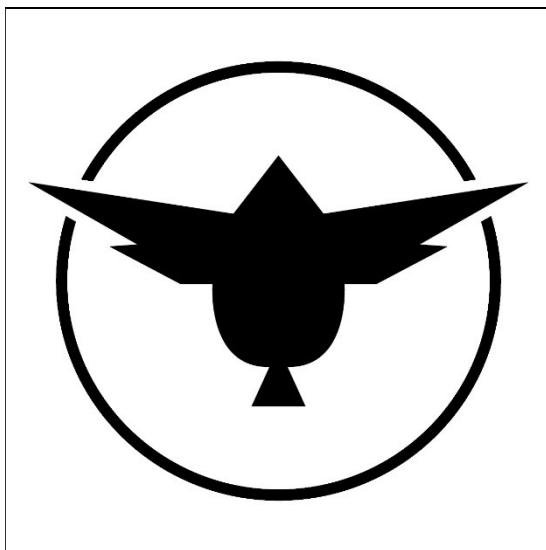


令和 8 年度

龍郷町営住宅
空き家待ち順位登録者募集案内
(龍郷町役場建設課管轄分)

※申込書を書く前に必ず読んでください。



注意事項

- (1) 受付時間を守ってください。(受付時間以外は受付をしません。)
なお、申込者が多い場合には、時間がかかりますので、ご了承ください。
- (2) 入居資格等の審査につきましては、申込受付時に世帯状況等申告書で行いますが、空き家が発生し、住宅を紹介する時点で、再度確認を行います。
再確認の結果、入居資格を満たさない場合には入居できませんので、ご注意ください。

問い合わせ先
龍郷町役場建設課 住宅係
〒894-0192 大島郡龍郷町浦110番地
電話(直)：0997-69-4521

目次

I	日程等	1 頁
II	空き家待ち順位登録対象住宅等	2 頁
III	申込条件等	4 頁
IV	収入基準	6 頁
V	入居予定者の決定等	8 頁
VI	定期募集外の申込み	8 頁
VII	その他注意事項	9 頁

個人情報の取扱いについて

今回の提出書類により取得した個人情報は、次の目的以外には利用いたしません。

- 1 公営住宅の入居資格等の審査に関すること。
- 2 公営住宅入居者の選考及び入居手続きに関すること。
- 3 公営住宅入居後の管理に関すること。
- 4 入居申込者及び入居者への業務連絡に関すること。

I　日程等

1 申込受付 令和8年2月2日（月）～令和8年2月27日（金）

午前8時30分から午後5時15分まで

場所 龍郷町役場建設課

2 抽選 令和8年3月17日（火）（予定）※抽選日程は変更する場合があります。

龍郷町役場 2階 第1会議室

3 登録番号の有効期限

今回の登録の有効期限は令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。（期限までに空き家の紹介ができない場合は無効となり、あらためて次回に申込をしていただくことになります。）

※空き家待ち順位登録対象住宅に空き家が発生した場合でも、修繕等の程度により年度内に案内できないことがあります。この場合は、次年度に再度申し込みが必要です。

4 その他

- (1) この募集は、空き家待ち順位登録対象住宅に空き家が発生したとき、抽選により決定した登録順位に従って住戸を紹介するためのものであり、即時または、必ず入居できるものではありません。
- (2) 申込みは、原則1世帯につき1住宅とします。早期の入居を希望する者は、第1希望住宅を指定するとともに、集落単位でも申し込むことができます。これは、順位登録者のない住宅に空き家が発生した場合に、集落登録順位に従い、住戸を紹介するものです。
- (3) 住宅の間取りや階数を指定して申し込むことはできません。

Ⅱ 空き家待ち順位登録対象住宅等

町営住宅

集落	住宅名	年度	所在地	戸数	月額家賃	間取り	専用面積
秋名	秋名団地 1	S54	秋名 1221 番地 8	4	11,800～	3DK	59.7
幾里	幾里団地 5	S60	幾里 409 番地	8	16,400～	3DK	70.1
嘉渡	嘉渡団地 3	H21	嘉渡 456 番地	4	20,700～	3LDK	90.91
円	円団地 6	S63	円 1476 番地 1	4	17,000～	3DK	69.7
	円団地 7	R1	円 445 番地 1	1	19,200～	3LDK	66.24
安木屋場	安木屋場団地 2	H5	安木屋場 2391 番地	4	20,500～	3LDK	79.1
龍郷	龍郷団地 7	H6	龍郷 1726 番地 1	3	16,200～	3LDK	74.4
	龍郷団地 8	H22	龍郷 1564 番地 1	4	20,400～	3LDK	87.1
瀬留	瀬留団地 5	S57	瀬留 1595 番地	8	17,200～	3DK	67.7
	瀬留団地 6	H23	瀬留 73 番地 1	6	22,400～	3LDK	73～79
浦	浦団地 8	S55	浦 365 番地	6	14,500～	3DK	62.2
	浦団地 9	S56	浦 382 番地口	3	15,200～	3DK	64.2
	浦団地 10	H26	浦 1448 番地	8	28,900～	3LDK	85.2
大勝	大勝団地 4	S55	大勝 304 番地	3	13,500～	3DK	62.2
中勝	中勝団地 2	S58	中勝 825 番地	8	16,800～	3DK	70.1
	中勝団地 3	S59	中勝 825 番地	6	17,000～	3DK	70.1
	中勝団地 4	S62	中勝 2866 番地 4	6	17,800～	3DK	70.1
下戸口	下戸口団地 4	S56	戸口 1375 番地	3	13,300～	3DK	64.2
中戸口	中戸口団地 2	S56	戸口 3232 番地	4	14,300～	3DK	64.2
	中戸口団地 3	S58	戸口 3232 番地	4	14,400～	3DK	62.7
	中戸口団地 4	H4	戸口 43 番地 1	6	19,800～	3LDK	75.7
上戸口	上戸口団地 2	S57	戸口 2181 番地 1	3	13,400～	3DK	62.7
	上戸口団地 3	H28	戸口 1979 番地 1	4	25,800～	3LDK	85.52
手広	手広団地 1	S56	赤尾木 1693 番地 1	4	14,700～	3DK	64.2
	手広団地 2	S57	赤尾木 1720 番地 1	7	13,700～	3DK	62.7
	手広団地 3	H24	赤尾木 1748 番地 8	4	24,800～	3LDK	81.24
赤尾木	赤尾木団地 6	S55	赤尾木 123 番地	4	14,400～	3DK	62.2
	赤尾木団地 7	S56	赤尾木 123 番地	4	15,000～	3DK	64.2
	赤尾木団地 8	S58	赤尾木 242 番地 3	8	18,100～	3DK	70.1
芦徳	芦徳団地 3	H25	芦徳 347 番地 1	4	22,700～	3LDK	78

・月額家賃は、令和7年度の最低家賃を記載。実際の家賃は世帯収入等によって変動します。

特定公共賃貸住宅

集落	住宅名	年度	所在地	戸数	月額家賃	間取り	専用面積
秋名	特公秋名団地	H8	秋名 850 番地	6	35,000	3LDK	100.75
円	特公円団地	H20	円 721 番地	4	38,000	3LDK	86.01
安木屋場	特公安木屋場団地	H13	安木屋場 2472 番地	4	38,000	3LDK	97.6
龍郷	特公龍郷団地	H12	龍郷 1727 番地 1	6	38,000	3LDK	97.7
久場	特公久場団地	H14	久場 37 番地	4	43,000	3LDK	81.34
屋入	特公屋入団地	H18	屋入 253 番地 2	4	43,000	3LDK	97.3
川内	特公川内団地	H6	大勝 1345 番地 1	6	35,000	3LDK	82.29
中戸口	特公中戸口団地	H11	戸口 43 番地 1	8	37,000	3LDK	96.9
赤尾木	特公赤尾木団地	H7	赤尾木 70 番地 1	6	35,000	3LDK	94.92

- ・特定公共賃貸住宅の家賃は一律です。

※単身者の場合は、公営住宅・特定公共賃貸住宅とともに住戸専用面積が 70.0 m²未満の住宅のみ入居申込可能です。

III 申込条件等

1. 申込資格

入居申し込みをされる方は、次のすべての条件を備えていなければなりません。

- (1) 現在、住宅に困っていることが明らかであること。

持家のある方、公営住宅に入居されている方は、入居申し込みはできません。詳細については、担当職員におたずねください。

- (2) 入居申込者の収入がIV 収入基準 (6 頁参照) の一般世帯の基準額にあてはまること。

※同居親族の収入も合算します。

- (3) 税金等を滞納していないこと。
(4) 入居申込者又は同居親族等が暴力団員ではないこと。
(5) 入居申込者に同居しようとする親族がいること。

ただし、次に掲げる者にあってはこの限りでない。（対象となる住宅は、住戸専用面積 70.0 m²未満に限る。）

- ア 60 歳以上の者
- イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ウ 療育手帳の交付を受けている者
- エ 身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が 1 級から 4 級の者
- オ 戦傷病者手帳の交付を受けている者
- カ 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者
- キ 生活保護を受けている者
- ク 海外からの引揚者で、引き揚げてから 5 年未満の者
- ケ ハンセン病療養所入所者等
- コ 配偶者（離婚後も含む）から暴力を受けた者で次のいずれかに該当する者
 - (ア) 配偶者暴力防止等法の規定による一時保護又は保護終了から 5 年未満の者
 - (イ) 裁判所に保護命令の申立てを行い、その効力を生じた日から 5 年未満の者

★ 入居者と同居しようとする者は、親族（婚約者（3 ヶ月以内に入籍同居できる者に限る）及び内縁関係にある者を含む）に限ります。

★ 入居の際は連帶保証人が必要となります。

※連帶保証人には、家賃の支払い、退去時に係る費用の支払い、住宅の原状回復に係る費用の支払等について、入居者と連帶して債務を負担する義務がありますのでご注意ください。

2. 申込方法

次の事項に留意のうえ、必要事項を記入し申し込んでください。

- (1) 申込書は、必ず黒のボールペンを用いて楷書で記入してください。
(鉛筆は使わないでください。)
- (2) 申込者本人が、署名してください。
- (3) 連絡先電話番号は、自宅、勤務先、携帯電話とも記入してください。
- (4) 同居親族のほかに、同居外の扶養親族（所得税の控除対象となっている扶養親族）がある場合は、同居親族名の下欄にその氏名を記入し、職業欄に住所を記入してください。
- (5) 続柄欄には妻・長男・長女等、申込者本人との続柄を記入してください。
- (6) 氏名にフリガナを記入してください。

3. 申込時に必要なもの

○一般的に必要な書類

提出書類名	提出区分及び提出理由	発行機関
1 住宅入居申込書 (別記様式第1号様式)	住宅を必要とする理由を具体的に記入して下さい。 住宅困窮度を把握するためです。	建設課
2 住民票謄本	入居予定者全員分が必要です。 住所や家族構成の確認のためです。	現住所地の役所
3 所得額証明書	収入基準に該当するかを確認するため、15歳以上の入居予定者全員分が必要です。 ただし、学生の方は不要ですが、在学証明書または学生証の写しを提出して下さい。	現住所地の役所 (1月2日以降に転入された方は、前住所地で発行させて下さい。)
4 納税証明書	納税状況を確認するため、15歳以上の入居予定者全員分が必要です。ただし、学生の場合は不要です。 納税証明書が出ない方は、非課税証明書を提出ください。 ※税金等の滞納があると申込できません。	
5 健康保険証	扶養状況の確認のため、全員分が必要です。（持参下されば、写しを取りお返しいたします。）	本人

○場合により必要な書類

提出書類名	提出区分及び提出理由	発行機関
生活保護を受けている方	生活保護受給証明書 (3 所得額証明書 5 健康保険証は不要です)	大島支庁 地域保健福祉課
婚約中の方	婚約証明書 2人以上の世帯であるという確認のためです。	建設課
障害者の方	障害者手帳等：控除の対象となります。	本人
寡婦(夫)の方	戸籍謄本：控除の対象となります。	本籍地の役所

※書類不備では受付できませんので、すべて揃えてから提出してください。

IV 収入基準

町営住宅の場合

町営住宅は、認定月額所得が 158,000 円以下であれば申込ができます。ただし、裁量世帯の場合は、214,000 円以下であれば申込ができます。認定月額所得の算定方法は右頁を参考にしてください。

裁量世帯とは、主に以下のような世帯です。

① 高齢者世帯

入居申込者が 60 歳以上の方で、同居しようとする親族全員が 60 歳以上または 18 歳未満である場合

② 障害者世帯

身体障害者手帳（1 級～4 級）, 精神障害者保健福祉手帳（1 級～2 級）, 療育手帳（A1～B1）を持つ人がいる場合

③ 子育て世帯

中学校就学前の子供がいる場合

特定公共賃貸住宅の場合

特定公共賃貸住宅は、月額所得が 158,000 円を超え 601,000 円以下であることとする。

町営住宅入居時における所得基準の算定方法

世帯の総所得金額①－控除額②÷12=○○○○円

この金額が、158,000円以下
裁量世帯は、214,000円以下

の方が申込できます。

(例)

龍郷一郎・本人・46歳・会社員
花子・妻・44歳・パート
次郎・子・10歳・小学生

① 入居する3人の合計所得金額を計算する。

一郎…2,168,000円
花子… 230,600円
次郎… 0円 合計 2,398,600円…①

② 控除額を計算する。

(1) 基礎控除額(380,000円)…同居人2人分(花子・次郎)
380,000円×2人= 760,000円…②

③ その他の控除

(2) 老人扶養控除(100,000円) 特定扶養控除(250,000円)
寡婦・寡夫(270,000円) 障害者控除(270,000円)
特別障害者控除(400,000円) 給年控除(100,000円)があります。
…③

{①－(②+③)} ÷12= 136,550円…入居できます。

この金額が、158,000円以下
裁量世帯は、214,000円以下

V 入居予定者の決定等

1 空き家待ち順序の決定

入居申し込みを行った方の「入居申込書」等の内容を審査し、入居資格のある方について空き家待ち順位を公開抽選で決定します。

空き家待ち順序にかかわらず、災害により住宅を滅失された方や、町営住宅の建替等に伴い移転される方が、先に入居する場合があります。

2 入居者の決定

- (1) 入居申し込みをされた団地に空き家が生じたときに、登録された順位に従い、本人に通知します。
- (2) 入居決定の前に再度入居資格審査を行うため別途書類を提出して頂きます。その際、申請者の状況の変化により、資格の喪失等が生じることがあります。
- (3) 紹介された空き家を辞退されると、待ち順位は抹消されます。
※ 空き家待ち順位の登録後、勤務先や現住所の連絡先等が変更になった場合及び出生・死亡により同居者が増減した場合は、必ず龍郷町役場建設課まで連絡してください。
連絡がとれない場合は、辞退扱いまたは、次順位登録者へ紹介する場合がありますので、ご注意ください。

VI 定期募集以外の申込み

- (1) 今回の募集に申し込みできなかった場合は、令和8年4月から令和9年2月頃の次回定期募集前日まで、隨時に申し込みることができます。
- (2) 入居要件等は、定期募集と同じです。
- (3) 空き家待ち順序は、申込み時の最下位に登録されます。

VII その他注意事項

- (1) 入居申込書にいつわりの記載、または二重の申し込みをすると、空き家待ち順位の入居予定者登録は失効します。
- (2) 入居される場合の同居親族は、出生の場合を除き、申込書に記載された方以外は認められません。また、入居の際に、同居親族の死亡等により単身となった方は条件により入居できない場合があります。
- (3) 入居申込み後に入居希望団地の変更はできません。慎重に検討のうえ、申し込んでください。
- (4) 申込受付時に提出された申込書はお返しできません。
- (5) 入居手続きの際、敷金（家賃の3ヶ月分）を納入の上、連帯保証人が連署した誓約書・印鑑登録証明書・所得額証明書等の書類を提出していただきます。
- (6) 入居者は家賃のほかに共益費（階段灯等電気代、共同水道使用料、浄化槽維持費等）、の負担があります。
- (7) 団地内では、犬・猫・はと等、ペットの飼育はできません。また団地内で、動物にエサを与えてはいけません。